

沖縄振興審議会

令和5年度

令和8年度までに、
 沖縄振興計画（令和4年5月策定）に基づく事業等、沖縄振興特別措置法の施行の状況について
 検討を行う必要がある。

○5/24（今回）

▶これまでの沖縄振興について、委員間において認識の共有

○秋以降

▶沖縄を取り巻く現状、沖縄振興策の進捗状況等
 について意見交換

令和6年度以降

▶沖縄振興の検証開始

▶今後の振興の在り方を調査審議

※調査審議のための部会の設置については今後検討。

【参考①】 沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法第103条に基づき、沖縄の振興に関する重要事項（今後の沖縄振興の在り方等）を調査審議

【参考②】 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）附則第二条（抄）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業又は事務に対する特別の措置の適用の状況その他の新沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。